

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年9月4日（木）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	名 取 顕 一
副委員長	田 中 香 澄
理 事	浅 川 のぼる
理 事	宮 本 伸 一
理 事	金 子 てるよし
理 事	上 田 ゆきこ
理 事	海 津 敦 子
委 員	石 沢 のりゆき
委 員	山 田 ひろこ
委 員	白 石 英 行
委 員	浅 田 保 雄

4 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

5 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長

長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
畑 中 貴 史	総務課長

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	眞 鍋 由起子
議事調査担当	平 尾 和 香

7 本日の付議事件

- (1) 議会運営委員の辞任・選任について
- (2) 人事案件について
- (3) 9月定例議会追加提案事項について
- (4) 意見書について
- (5) 決算審査特別委員会について
- (6) 一般質問について
- (7) 全員協議会の座席について

- (8) 議員用メールボックスの配置の変更について
 - (9) 議員登退庁システムの割振りについて
 - (10) 議事日程について
 - (11) 請願について
 - (12) 本会議の流れ及び所要時間について
 - (13) その他
-

午前 9時58分 開会

○名取委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員につきましては全員御出席、理事者につきましても御出席をいただいております。

○名取委員長 本日は、初めに、議会運営委員の辞任・選任についてであります。

資料1「議会運営委員会委員の辞任・選任申出」を御覧ください。

資料のとおり、議会運営委員会の委員について、松平雄一郎議員から辞任の申出がありました。また、新たに、区民が主役の会の幹事長より、海津敦子議員を選任されたい旨の申出があり、議長において、9月1日付で辞任の許可及び選任の指名を行ったので、その旨を御報告いたします。

また、議会運営委員会の理事、議会広報小委員会及び意見書等調整小委員会の委員につきましても、議会運営委員会の委員のうちから、各会派1名を選出することになっておりますので、いずれも海津委員を選出したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、議会運営委員の辞任・選任につきましては、本日の本会議で、議長から御報告いただくことといたします。

○名取委員長 続きまして、人事案件についてであります。

資料2「人権擁護委員候補者略歴」を御覧ください。

本件について、区長から発言の申出を受けたいと思います。

成澤廣修区長。

○成澤区長 おはようございます。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たりまして、意見聴取のお願いを申し上げます。

令和7年12月31日をもって任期満了となります人権擁護委員の後任候補者につきましては、現委員の深野幸江さんを引き続き推薦したいと存じます。

深野さんは、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、御配付の略歴のとおり、それぞれの要職の実績からも人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

正式には、本定例議会の会期中であります9月19日の議会運営委員会におきまして、御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいま区長から申出のありました人権擁護委員候補者の推薦に係る議会の意見聴取につきましては、9月19日、金曜日の本委員会で、議会としての意見を決定することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

○名取委員長 続きまして、9月定例議会追加提案事項についてであります。

9月定例議会追加提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和7年9月区議会定例議会に御提案申し上げる案件につきましては、さきの議会運営委員会で御説明いたしましたが、その後、追加の案件が出てまいりましたので、御説明申し上げます。

このたび追加いたします案件は、条例案2件、事件案3件、予算案4件の9件でございます。

それでは、追加提案事項のデータを御覧ください。

第1は、「文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例」でございます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、法の一部改正に伴う引用条文の整備で、御覧のアからウまでの3条例について、規定中に引用しております条文の項番号を御覧のとおり改めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第2は、「文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、一時利用制自転車駐車場における自転車の撤去等に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、区長が撤去及び保管をすることができる自転車として、一時利用制自転車駐車場において、規則に定める期間を超えて継続して駐車してある自転車を加えるものでございます。

イは、一時利用制自転車駐車場の利用期間について、自転車を駐車用の機器に固定したとき又は発券機により駐車券を取得したときから起算し、規則に定める期間までとするものでございます。

ウは、その他規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和7年12月1日でございます。

第3は、事件案で、「文京区立本駒込図書館改修工事請負契約」でございます。

本案は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金3億4,925万円、契約の相手方は、東京都文京区後楽一丁目1番13号、株式会社小野組、代表取締役社長、猪又正巳でございます。

2ページを御覧ください。

第4は、事件案で、「文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について」でございます。

本案は、工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

変更内容でございますが、契約金額が、金5億6,232万5,500円から金7億6,301万6,100円となるものでございます。

第5は、事件案で、「和解及び損害賠償額の決定について」でございます。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものでございます。

賠償の理由は、令和6年2月21日、区所有の清掃軽小型ダンプ車による自動車事故により、自転車を運転していた相手方に損害を与えたものでございます。

和解の内容は、治療費、交通費、休業補償、慰謝料等を区が負担するというものでございます。

賠償金額及び相手方は、それぞれ記載のとおりでございます。

なお、本件事故の自転車は、運転していた方とは別人が所有するものであったため、所有者との和解及び損害賠償額の決定も必要となりますが、こちらは損害賠償額が専決処分の範囲内となるため、別途、専決処分に係る御報告をさせていただく予定でございます。

第 6 から第 9 までは、本年度の一般会計及び各特別会計の補正予算でございます。

これらにつきましては、後ほど、企画政策部長から御説明を申し上げます。

追加提案事項の説明は以上でございますが、これによりまして、本定例議会に提案する案件は、条例案 2 件、事件案 3 件、予算案 4 件、決算 4 件の都合 13 件と相なるものでございます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 それでは続きまして、令和 7 年度一般会計補正予算の説明を受けたいと思います。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 それでは、令和 7 年度 9 月補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計の第 2 回補正予算でございます。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、それぞれ第 1 回補正予算でございます。

それでは、資料、「令和 7 年度補正予算（9 月）総括表」により、御説明させていただきます。

2 ページ、会計別総括表を御覧ください。

一般会計の補正額は、67 億 6,993 万 9,000 円で、これにより、一般会計の総額は、1,680 億 7,371 万 5,000 円となります。

次に、一般会計の補正の概要を申し上げます。

まず、歳入についてですが、3 ページの款別・財源別総括表を御覧ください。

特定財源については、国庫支出金、都支出金、諸収入等で、6 億 7,414 万 3,000 円を計上いたしました。

一般財源については、5 ページの一般財源内訳のとおり、特別会計からの繰入金、8 億 2,977 万 4,000 円、令和 6 年度一般会計の繰越額の確定に伴う剰余金を繰越金として、52 億

6,557万2,000円等を計上いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。資料、「主要事項調書」を御覧ください。

主なものを申し上げます。

1 ページの1 番から4 番まで、基金新規積立として、財政調整基金をはじめとする各基金への積立を行います。

このほか、10番、防犯機器等購入補助事業の実施及び安全・安心まちづくり事業補助金の補助率拡充等に要する経費、2 ページの12番、定額減税補足給付金の給付等に要する経費、4 ページの37番、元町公園整備工事の設計変更等に要する経費、40番、小日向二丁目の土地取得に要する経費などを計上いたしました。

そのほか、国庫支出金及び都支出金の清算に要する経費等を計上しております。

次に、特別会計の補正の概要を申し上げます。

初めの資料、総括表の2 ページにお戻りください。

まず、国民健康保険特別会計の補正額ですが、8 億2,956万円で、一般会計繰出金に要する経費等を計上いたしました。

これにより、国民健康保険特別会計の総額は、213億6,056万円となります。

次に、介護保険特別会計の補正額ですが、3 億2,911万1,000円で、介護給付費準備基金の新規積立に要する経費等を計上いたしました。

これにより、介護保険特別会計の総額は、183億9,411万1,000円となります。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正額は、1 億1,694万2,000円で、一般会計繰出金に要する経費等を計上いたしました。

これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、64億9,894万2,000円となります。

その他のページにつきましては、後ほど御参照いただきたいと存じます。

補正予算の説明は、以上でございます。

○名取委員長 ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてであります。資料3の6番から9番までの4件は総務区民委員会に、1番は厚生委員会に、2番並びに4番及び5番の3件は建設委員会に、3番は文教委員会にそれぞれ付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、意見書についてであります。

資料6「意見書案」を御覧ください。

意見書案を提出した会派から提案説明を受けることといたします。

それでは、順番に、提案説明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子委員 日本共産党から、7本の意見書案について提案をさせていただきます。

1つ目は、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）」です。

世界で夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本だけです。この夫婦同姓を強制する現行の規定は、「法の下での平等」、「婚姻の自由」をうたう憲法に反するとして、今、裁判が行われてきております。

この夫婦同姓の強制の始まりは、明治民法に遡りますが、この夫婦同姓が「家の呼称」として制度上義務付けされたことに始まります。この「家制度」につきましては、戦後、1947年の日本国憲法施行で廃止され、同年の民法改正で、氏名は個人として尊重される証しであり、人格権の象徴に変わっております。

1996年には、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を答申し、2025年、これは今年ですけれども、国会で28年ぶりに選択的夫婦別姓を導入する民法改正案が審議入りしております。

世論調査でも、選択的夫婦別姓への賛成が多数、また、経団連や経済同友会など財界団体も、早期導入を政府に要望しております。国連の女性差別撤廃委員会からも、4度にわたる勧告がされております。

そういった状況に鑑みて、区議会として、政府、国会に対し、選択的夫婦別姓の速やかな実施を求める意見書案です。

2つ目は、山口県宇部市の長生炭鉱について、遺骨収集に対し、責任ある誠実な対応を求める意見書（案）です。

この長生炭鉱では、1942年2月に水没事故が発生し、朝鮮の方々136人を含む183人が犠牲になられております。この長生炭鉱の労働者の多くは、強制動員された朝鮮人たちです。事故後、炭鉱は放棄されて、現在まで犠牲者の遺骨は海底に取り残されておまして、市民団体が追悼式の開催や遺骨収集などの活動をおられます。昨年10月以降、潜水調査なども行われ、今年の8月、事故犠牲者の遺骨と見られる骨が見つかっております。

市民団体「長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会」では、クラウドファンディングで資金を集

めて、遺骨収集に当たってこられております。

国会では、首相答弁で、遺骨収集は困難だというふうな答弁もありましたけれども、遺骨が発見されるようになり、こうした説明が通用しなくなっているのではないかと思います。

そこで、国が責任を持ち、財政的な支援も含めて、遺骨の本格的な収集作業に全力を挙げ、戦争に向けた国策として無謀で危険な海底炭鉱の作業に従事させたことは、植民地支配と侵略戦争の犠牲者であるということは間違いのないわけで、そうした観点から、政府、国会に対して、責任ある誠実な対応を取ることを強く求める意見書案です。

3つ目は、「虐殺と飢餓からパレスチナ・ガザの人々の命と人権を守るための意見書（案）」です。

パレスチナ・ガザの人々の命と人権が重大な危機に瀕しております。

犠牲者の数は、2023年10月以降、6万2,000人を超えております。

今年1月には、人道支援を担ってきたUNRWAの活動を禁止する法律が施行され、食料や医薬品などの人道支援物資の搬入が妨げられています。米国の関与の下で、ガザ人道財団が2月にできましたが、400か所あった食料配給所は4か所に激減されて、食料を求めて集まった住民に対する発砲や殺害も相次いでおります。

国連NGO、115団体は、7月の共同声明で、国連主導の仕組みという原則を通じて支援を再開することを求めています。

こうした中で、イスラエル政府は、軍事作戦を拡大していて、国際社会が一致をして、イスラエルの戦争犯罪・ジェノサイドを止めることが急務になっています。

国連総会は昨年、ICJの勧告的意見に基づいて、イスラエルに対して占領政策の1年以内の終結を求めておりまして、決議を採択しております。

また、パレスチナを国家承認している国の数も147か国、国連加盟国の4分の3に上っております。そうした中、日本政府はまだ表明をしていないという状況にあります。

そうした状況に鑑みて、パレスチナの国家承認を直ちに行うことなど4点にわたって意見書を出したいという提案であります。

次、4つ目、「万博パビリオン工事未払い問題における早急な救済措置を求める意見書（案）」です。

大阪・関西万博の海外パビリオンの建設に携わった下請業者の工事費の未払いが問題になっています。

未払いに関わっているのは、分かっているだけで、アメリカ、中国、ドイツ、インド、マ

ルタ、アンゴラなど11か国で、被害総額は4億円を超えられています。

下請業者の方々からは、「土地を売り支払いに充てた」、「学費を払えず息子が大学をやめた」、「差し出せるものは全て出した。あとは自分の命しかない」といった悲痛な声が寄せられています。

関西万博は、「国家的プロジェクト」として位置づけられ、万博開幕に間に合わせようと昼夜を分かたず工事に当たった職人の方々が、工事代金の未払いや廃業や生活の危機に直面しているということでもあります。

「国家的プロジェクト」に携わった下請企業が廃業することはあってはならないと思いますし、国は建設業法に基づいて指導監督する責任があり、協会も法令遵守させる責任が問われています。

そこで2点、海外パビリオンの建設に携わった元請業者に対し、代金支払いの指導を行うということ。また、下請業者への未払い分については、金融機関と連携して、無利子の融資などを緊急に行うことを求める意見書案です。

次が、「OTC類似薬の保険適用除外の中止を求める意見書（案）」です。

自由民主党、公明党、日本維新の会の3党は6月に、医療費4兆円削減に向けての合意を行って、石破政権の骨太方針でも、これは来年から、OTC類似薬の保険給付適用を実行するとの方針が掲げられています。

これが実施されると、自己負担が生じ、受診控えやそれによる症状悪化、薬剤の適正使用を困難にし、受療権の侵害になります。

医師会も同様に、受診控え、経済負担の増加、薬の適正使用が困難になるなど3点について懸念を強く表明しておられます。

また、このOTC類似薬の適用除外によって、乳幼児医療費助成制度で無料か少額の負担になっているところ、負担が高額になる。また、難病の医療費助成についても同様の負担増が想定されます。

よって、区議会から、OTC類似薬の保険適用除外を中止するよう求める意見書案です。

次は、「英語スピーキングテスト（ESAT-J）を都立高校入試に使わないよう求める意見書（案）」です。

2024年度は、このESAT-J、3回目のテストが行われ、約7万人が受験をしています。その際にも、機器の不具合、試験監督の運営の不手際などが相次いで、再試験対象となった生徒は、前年度から4倍超の255人に上っています。

都議会の議員連盟など4団体が行った実施状況調査では、「機材トラブルで帰宅が6時になった」、「試験官のミスで22人が再受験になった」という声や、午後5時や6時まで待たされ、再受験するように言い渡されたとの声も複数寄せられているそうであります。

英語スピーキングテストについては、「不受験者に仮結果推定の点数を与えることで、不受験者に有利になる設計上の問題がある」など、問題点が保護者や専門家から指摘をされておりまして、公平性・公正性を担保できない英語スピーキングテストは、都立高校の入試に活用しないよう求める意見書案です。

最後は、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）」です。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであります。そして、再審手続は、その冤罪被害者を救済する最後の手段であります。

いわゆる「白鳥決定」によって再審開始の門は広がっているというものの、再審手続をどう行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられる、こういう実態があります。再審の手続の整備が強く求められる状況があります。

この点では、一定要件の下で、刑事裁判上、証拠開示の制度化が行われておりますけれども、明文が存在せず、証拠が開示されるかどうかは、裁判官や検察官の裁量に係っているため、ここの整備が必要だという状況があります。

その証左として、証拠開示の制度化の必要性というのは、いわゆる袴田裁判において証拠の再開示をさせたことが、再審開始に大きく影響をしております。しかし、それについても、検察官が不服申立てを行ったことから、再審決定するまで33年かかっていると。そういう実態があり、改善、整備がやはり求められている状況があることは明らかだというふうに思います。

国会では、超党派の国会議員連盟が6月に刑事訴訟法改正案を出しまして、現在、継続審議となっております、速やかな審議と成立が待たれております。

区議会として、政府、国会に対して、冤罪被害者を早期に救済するため、3点にわたって、これらの刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案です。

以上、よろしくお願いいたします。

○名取委員長 それでは続きまして、AGORAさん。

○上田委員 政策チームAGORAからは、6本の意見書案を提出しております。

1つ目は、ワークルール推進法の導入を求める意見書（案）です。

こちらは、社会に出る若者が自らの権利を理解し養う力を養うとともに、働く上でのルー

ルが社会全体で遵守される環境を整備するため、国に求めるものです。

近年、大学生アルバイトの3割から5割が労働条件や人間関係のトラブルを経験し、深夜割増賃金や休憩、有給休暇など基本的な権利を正しく理解していない実態が明らかになっております。こうした知識不足は労働者の泣き寝入りを招く一方、使用者の理解不足もトラブルの原因となります。

国会では、自民党の武見敬三前参議院議員を会長とする、与野党を超えた議員連盟により法案が検討され、2025年にも必要性が再確認されています。

ワークルール教育を学校教育や職場研修、使用者教育の促進、生涯学習の一環として制度的に保障することは、健全な労使関係の醸成と社会全体の利益に直結することから提出するものです。

2つ目は、「中小企業の経営安定と通商交渉の透明性確保を求める意見書（案）」です。

2025年の日米通商交渉において、文書化されないまま進められた投資や関税措置をめぐり、日米間で重大な認識の相違が明らかとなり、外交、経済の混乱が生じています。

政府は、交渉内容を国民にも国会にも説明せず、短期的成果を優先した姿勢が、米国による一方的な発信や既成事実化を招いています。特に中小企業にとっては、交渉内容が不透明なまま制度変更が進められることにより、経営判断や事前準備が困難となり、深刻な影響を受けかねません。

この意見書案では、通商政策における説明責任と情報公開を求めるとともに、中小企業への影響を最小限に抑える体制整備を政府に強く求めるものです。

3つ目は、「墓地、埋葬等に関する法律の改正を求める意見書（案）」です。

火葬場は、国民生活に不可欠であり、墓埋法第1条にも示されるように、公衆衛生と公共の福祉の見地から安定的に運営されるべき公共的性格の施設です。しかし、東京23区では、歴史的経緯から大半の火葬場が民間企業により経営され、料金改定や制度脱退が区民生活に直結しています。

現行法の下で、特別区は衛生・管理の検査権限を有してはいるものの、料金の妥当性を検証し是正する権限はなく、収支の透明性や非営利性が十分担保されておられません。その結果、営利目的により公共性がゆがめられる懸念が高まっています。

多死社会を迎える今、火葬を安定的に運営するためには、料金の透明化、非営利性の確保、監督権限の整備を法改正により制度的に裏づけることが必要であり、国に求めるものです。

4つ目は、「東京都における火葬場の公共性確保と料金適正化を求める意見書（案）」で

す。

東京23区では、9か所中6か所の火葬場を東京博善株式会社が担ってまいりましたが、本年度末で区民葬儀の枠組みから脱退することを表明し、来年度以降は火葬料金のさらなる値上げが見込まれています。

特別区長会は、応急措置として助成制度を設ける方針ですけれども、根本的な解決や持続可能性の確保には至っておらず、区民は営利企業の料金設定に左右される不安を抱え続けております。

今後、死亡者数は増加を続け、2040年にかけて火葬需要のピークが予想されており、現状のままではキャパシティ不足や料金高騰が深刻化するおそれがあります。

先ほど国への意見書案でも申し上げたとおり、火葬は公共性の極めて高い基盤的サービスであり、広域自治体である東京都が需要予測、料金の透明化、公営斎場の整備、災害時対応を含めた持続的な体制を主導的に構築することが必要だと考えます。

以上のことから、東京都にそれらを求めるものです。

5つ目に、「包括的性教育の推進を求める意見書（案）」です。

現在、子どもや若者が性に関する不安や困難を抱える事例が増えており、正しい知識を学ぶ機会の保障が急務となっております。

文部科学省は、新学習指導要領では、いわゆる「はじめ規定」を原則削除しているとしていますが、現場では依然として萎縮が続いています。

国際的には、「ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づく「包括的性教育」が広く導入され、科学的で人権に基づく教育の必要性が重視されております。

包括的性教育は、子どもの自己肯定感やエンパワーメントを育み、性の多様性やジェンダー平等にも資するものです。

子どもたちが安心して学び、自分らしく生きる力を育めるよう、国に対し、教育内容や体制の充実を求める意見書案です。

最後に、「選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書（案）」です。

現行の民法では、夫婦が同一の氏を称することが義務付けられており、その結果、特に女性を中心に、改正による職業上の不利益や社会的信用・実績の断絶、自己のアイデンティティの喪失など深刻な問題が生じています。

国際的にも夫婦同姓を強制する国は日本のみであり、選択的夫婦別姓制度の導入は、男女平等と個人の尊厳を保障する社会の実現に不可欠です。

2025年通常国会では、28年ぶりに法案が審議され、当事者の切実な声が国会に直接届けられましたが、法案は成立に至りませんでした。

現行制度の弊害については、既に社会で広く共有され、論点は出尽くしており、最早拙速、議論不足を理由に先送りすることは許されません。

よって、秋の臨時国会において速やかに選択的夫婦別姓制度を実現するよう国に求めるものです。よろしくお願いいたします。

○名取委員長 それでは続きまして、区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役からは、「長生炭鉱の調査活動への積極的な政府の関与を求める意見書（案）」を1本、先に出します。

1942年、山口県宇部市の長生炭鉱で水没事故が起き、朝鮮半島出身者を含む183人が犠牲となりました。今年8月、その炭鉱道から炭鉱労働者の可能性が高い人骨が収容されましたが、ほかにも多くの遺骨が残されていると見られます。

遺族の高齢化が進む中、国は戦没者遺骨収集推進法の対象外として、消極的姿勢を取ってきましたが、人骨が見つかった今、国による調査、収容、DNA鑑定と返還が急務です。政府に対し、責任ある調査と遺骨返還への積極的な関与を強く求める意見書案です。

2本目としましては、留学生の生活支援を日本人に限定する方針を撤回するよう求める意見書（案）でございます。

文部科学省は、博士課程学生への生活支援制度、SPRING事業の対象を日本人に限定する方針を示しました。しかし、研究の国際化が進む中で、留学生も含めて、研究環境を支えることは不可欠です。実際に、SPRING事業の受給者のおよそ4割が留学生であり、研究の多様性や質の向上にも貢献しています。国籍を理由に支援から排除することは、憲法や国際的人権規約に反する差別であり、制度として逆行的です。

研究者育成と国際的な学术交流の促進のため、留学生の生活費支援を除外する方針を撤回するよう求める意見書案です。

2件、どうぞよろしくお願いいたします。

○名取委員長 ただいま御説明のありました意見書案の取扱いについてですが、意見書等調整小委員会で御協議いただくこととし、9月定例議会の最終日であります10月20日、月曜日の本委員会で、小委員会における協議の経過及び結果について御報告を受けることといたします。

○名取委員長 続きまして、決算審査特別委員会についてであります。

資料7「決算審査特別委員会の構成」を御覧ください。

本件につきましては、7月25日の本委員会において、資料1ページ目のとおり決定しておりますが、9月1日の会派変更に伴い、資料2ページ目のとおり、委員会構成を変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、資料8「決算審査特別委員会委員通告者氏名一覧表」を御覧ください。

資料のとおり、委員氏名の通告がありましたので、御報告をいたします。

○名取委員長 続きまして、一般質問についてであります。

資料9「一般質問順序・通告者氏名・質問日一覧表」を御覧ください。

一般質問の質問日については、1番、自由民主党、白石英行議員、2番、日本共産党、関川けさ子議員、3番、AGORA、上田ゆきこ議員の3名が9月8日、月曜日に、公明党、田中香澄議員、市民、ほかり吉紀議員、自由民主党、田中としかね議員の3人が9月10日、水曜日に、日本共産党、千田恵美子議員、区民が主役、海津敦子議員、自由民主党、松平雄一郎の3人が9月11日、木曜日に、それぞれ一般質問を行うことといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、休憩時間についてですが、質問者ごとにそれぞれ10分程度の休憩を取ることにしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、全員協議会の座席についてであります。

資料10「全員協議会座席表」を御覧ください。

全員協議会の座席について、資料1ページ目の現状の座席から、資料2ページ目の座席に変更することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議員用メールボックスの配置の変更についてであります。

資料11「議員用メールボックスの配置表」を御覧ください。

議員用メールボックスの配置について、資料1ページ目の現状の配置から、資料2ページ目の配置に変更することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議員登退庁システムの割振りについてであります。

資料12「議員登退庁システムの割振りについて」を御覧ください。

議員登退庁システムの割振りについて、資料1ページの現状の割振りから、資料2ページ目の割振りに変更することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議事日程についてであります。

資料13「議事日程」を御覧ください。

事務局長より、本会議の日程について御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日の議事日程について御説明いたします。

日程第1から第4までとして、総務区民委員会に付託予定の予算案4件でございます。

次に、日程第5として、厚生委員会に付託予定の条例案1件でございます。

次に、日程第6から第8として、建設委員会に付託予定の条例案1件、事件案2件でございます。

次に、日程第9として、文教委員会に付託予定の事件案1件でございます。

次に、日程第10から第13までとして、決算審査特別委員会に付託予定の令和6年度の4会計決算でございます。

以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

○名取委員長 続きまして、請願についてであります。

資料14「請願文書表」を御覧ください。

資料のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間について。

事務局長から、本日の本会議の流れ及び所要時間について御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、9月4日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、ほかり吉紀議員と、白石英行議員が指名されます。

次に、9月定例議会の議会期間の宣告が行われ、9月4日から10月20日までの47日間とされます。

次に、「議会運営委員会委員の辞任許可及び選任について」、議長からの報告がございます。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について（2件）、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について（1件）、令和6年度財政健全化判断比率の報告について、令和6年度文京区基金運用状況調書等の提出について、令和6年度文京区内部統制評価報告書等の提出について、令和6年度令和7年5月分及び令和7年度5月分例月出納検査結果の報告について、令和7年度6月分例月出納検査結果の報告について、令和7年度7月分例月出納検査結果の報告について、計9件の報告がございます。

次に、日程に入ります。

まず、日程第1から第4までとして、議案第27号及び第30号までの4件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第5として、議案第31号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、日程第6から第8までとして、議案第32号並びに第34号及び第35号の3件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

次に、日程第9として、議案第33号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

次に、日程第10から第13までとして、報告第1号から第4号までの4件が一括して議題とされ、宇民会計管理者の提案説明の後、議長指名による18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託されます。

続いて、議長指名の委員を書記朗読いたします。

次に、請願の付託を行います。請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会及び議会運営委員会に付託されます。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

続きまして、9月8日、10日、11日の本会議の流れでございます。

まず、9月8日、月曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、依田翼議員と、名取頭一議員が指名されます。その後、日程に入り、白石英行議員、関川けさ子議員、上田ゆきこ議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、9月10日、水曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、高山かずひろ議員と、田中としかね議員が指名されます。

その後、日程に入り、田中香澄議員、ほかり吉紀議員、田中としかね議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、9月11日、木曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、石沢のりゆき議員と、金子てるよし議員が指名されます。

その後、日程に入り、千田恵美子議員、海津敦子議員、松平雄一郎議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の会議は30分程度と見込んでおります。

9月8日、月曜日は、白石英行議員が質問答弁、合わせまして約59分、関川けさ子議員が質問答弁、合わせまして約53分、上田ゆきこ議員が質問答弁、合わせまして約57分、これに休憩時間を加味し、全体で3時間13分程度と見込んでおります。

9月10日、水曜日は、田中香澄議員が質問答弁、合わせまして約60分、ほかり吉紀議員が質問答弁、合わせまして約42分、田中としかね議員が質問答弁、合わせまして約40分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間54分程度と見込んでおります。

9月11日、木曜日は、千田恵美子議員が質問答弁、合わせまして約49分、海津敦子議員が質問答弁、合わせまして約54分、松平雄一郎議員が質問答弁、合わせまして約42分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間55分程度と見込んでおります。

本会議の流れに関する説明は以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 それでは、その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。お疲れさまでございました。

午前 10時43分 閉会